

*特に区別を要する場合を除き、上場会社・3月決算会社・監査役会設置会社をモデル事例とする。

Q9 次回の取締役会の開催を待てない場合の対応

Q 投資案件への対応等で、急いで進めないとならない案件がありますが、次回の取締役会の開催を待てない場合はどのような対応が考えられますか。

A

臨時取締役会を開催して決議する、または書面決議を行うことが考えられます。また、これらの方法で決議できないやむを得ない事情が場合は、取締役の善管注意義務違反のリスクがあるものの、事後にすみやかに取締役会の決議（追認決議）をとることも考えられます。

解説

1 問題の所在

年間の取締役会の開催計画を立て、その計画に基づき、予定していた定例の取締役会で必要な決議をとるのが一般的な対応ですが、取締役会の開催間隔が長ければ3か月近くになることもあるため、次回の定例の取締役会の開催を待てないことが実務上発生しうるため問題となります。

2 臨時取締役会

まず、会社法および定款に定める招集手続に従い、臨時取締役会を開催することが考えられます。

臨時取締役会は、①下記**3**の書面決議とは異なり、取締役全員の同意がなくても決議できる、②口頭で補足説明をすることができるので、役員（取締役および監査役）の理解促進を図ることができる、③役員間で議案の内容について議論できるというメリットがあります。②③を重視して、重要案件など議論が必要な議案は、臨時取締役会の方法を選択することが実務上一般的です。

他方で、差し迫った日時の中、WEB会議や電話会議で開催することが可能なものの、少なくとも定足数を充足するために必要な役員のスケジュールを確保する必要があるというデメリットはあります。

3 書面決議

会社法上、取締役が取締役会の決議の目的である事項につき提案をした場合において、取締役の全員が書面により同意の意思表示をし、かつ、監査役が異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨（いわゆる書面決議）を定款で定めることができるとされており（会社法 370 条）、実際に多くの会社がこれを定款で定めています（Q16「取締役会の書面決議」も参照）。

書面決議は、上記 2 の臨時取締役会とは異なり、役員のスケジュールを確保する必要がないというメリットがありますが、一方で、①取締役全員の同意がないと可決できない、②監査役の異議があると決議は成立しない、③臨時取締役会は決議がとれば完了するのと比較すると、取締役および監査役全員の印鑑または同意の証跡（電子メールも可）取得に相対的に時間がかかる傾向にある、④別途の事前説明をしない限り口頭での説明ができず、取締役および監査役の理解促進を図れないというデメリットがあります。口頭での説明をしないことで、議案に関する取締役および監査役の理解が不足した状態で決議されれば、取締役および監査役の善管注意義務違反となるおそれもあります。特に、投資案件のような重要な議案については、それまでの取締役会で既に実質的な議論が完了しており、契約締結日・適時開示日との関係で最終決定だけ別日にする必要があるような場合にのみ書面決議が選択されるなど、重要案件については限定的な場面でのみ用いられるのが実務上一般的です。

以上を、表にまとめました。臨時取締役会と書面決議のメリット・デメリットを踏まえて、どちらにすべきか、議案ごとに決定すべきと考えます。

	メリット	デメリット
臨時取締役会	・必ずしも取締役全員の賛成がなくても決議できる。 ・口頭で補足説明をすることで役員の理解促進を図ることができる。 ・役員間で議案の内容について議論できる	・特定の日時の役員のスケジュールを押さえる必要がある。

書面決議	・ 役員のスケジュールを押さえる必要がない。	・ 取締役全員の同意がないと可決できない。 ・ 監査役の異議があると決議は成立しない。 ・ 印鑑または同意の証跡取得に時間がかかる。 ・ 別途の事前説明をしない限り、口頭での説明ができず、役員の理解促進を図れない。 ・ 重要案件で用いられる場面は限定的である。
------	--	--

会社法研究会参加企業を対象としたアンケートでは、議論の場を設けることを重視して、臨時取締役会の開催を優先させる企業が多かったものの、役員の日程調整が困難であるという理由で書面決議を優先させる企業や、説明・議論が必要な場合は臨時取締役会、説明・議論済みで決議のみを行う場合は書面決議という形で使い分けている企業もありました。

4 追認決議

取締役会の決議がされる前に案件を進めてしまい、事後的に取締役会の決議をとる、いわゆる追認決議が許容されるか問題となることがあります。

この点、会社法が、会社の重要な意思決定を取締役に委ねていることから、経営の透明性の確保やコーポレートガバナンス、内部統制等の観点から、原則的には事前に承認されるべきです。そして、取締役会の事前承認がないまま案件を進めることは、会社法上、取締役の任務懈怠、すなわち善管注意義務違反となる可能性があります。また、法定の決議事項で登記が求められるものは、効力発生日後の追認決議では法務局で受け付けてもらえない可能性もあることに留意が必要です。これに加え、上場会社においては、適時開示事由に該当する事案については、プレスリリースに取締役会の決議を経ていないこと（事後追認を予定していること）を記述することが事実上困難であることから、事後追認が許容される場面は多くはありません。

このように、取締役会の承認を得ずに承認を要する行為を行うことは、それ自体原則として善管注意義務に違反しうる行為であるため、事後追認

は可能な限り避けるべき手段です。特に投資案件のような重要な議案においては、追認決議を前提に進めるべきではありません。もっとも、会社の経営上、緊急で対応せざるを得ない案件で、臨時取締役会の招集や書面決議での対応が間に合わない状況が発生する可能性はあり、追認決議がなされる見込みが高い状況であれば、業務執行を担当する取締役の裁量において緊急の対応を行うことが、ただちに取締役の善管注意義務違反となるとはいえず、可能な限りすみやかに取締役会が追認するのであれば、その決議の効力まで否定されるものではないとも考えられます。

なお、担当取締役は、追認対象行為を行う前に、経営会議等の他の会議体での協議や個別説明を通じて、会社の損害を最小限にとどめるためには他に方策がなかったことを説明した上で、可能な限り多くの役員の賛成を得ておくなどの手段を尽くし、後日の取締役会で事後追認決議が否決されるリスクを減らすことが必要です。

会社法研究会参加企業を対象としたアンケートでは、追認決議を許容していない企業が多数だったものの、特に緊急を要し取締役会の議論を経る時間のないときに追認を許容している企業もありました。

5 意思決定の機動性確保のための措置

上記 2 から 4 は、実際に急ぎの案件が発生した場合の対応ですが、急に取締役会で決議しなければならない案件が発生することが多く、かつ、取締役の日程を押さえたり、書面決議を短期間で回覧したりすることが難しい会社においては、意思決定の機動性を確保するために、あらかじめ以下のような措置を講じることと考えられます。

(1) 代表取締役等への委任

監査役会設置会社では、重要な業務執行の決定を代表取締役等に委任することはできませんが（会社法 362 条 4 項）、受任者である代表取締役等の恣意性を排除できるだけの事項を取締役会で事前に決定しておき、その範囲内で代表取締役等が具体的な決定をすることは可能です。たとえば、物品を購入する案件であれば、物品の内容、購入目的や用途、購入数量や購入金額の上限、期間等を、取締役会であらかじめ決定しておけば、その

範囲内で具体的な取引条件の決定を代表取締役委任することは可能です。

なお、監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社では、監査役会設置会社のように個別具体的な授権行為を行うことなく、一定の事項（監査等委員会設置会社については、会社法 399 条の 13 第 2 項・5 項、指名委員会等設置会社については、会社法 416 条 2 項・4 項）を除いた大部分の事項について、取締役または執行役に業務執行の決定を委任することができます。

（２） 特別取締役の選任

会社法研究会参加企業を対象としたアンケートでは、導入している企業を確認できませんでしたが、取締役会設置会社のうち、取締役の数が 6 人以上および 1 人以上の社外取締役が存在するという要件のいずれにも該当する場合には、取締役会は重要な財産の処分・譲受けおよび多額の借財についての決議については、あらかじめ選定した 3 人以上の取締役（特別取締役）のうち、議決に加わることができるものの過半数が出席し、その過半数をもって行うことができる旨を定めることができます（会社法 373 条 1 項）。

【参考資料】

- ・ 島田邦雄編著『取締役・取締役会の法律実務 Q&A 〔第 2 版〕』（商事法務、2022）411～412 頁
- ・ 江頭憲治郎『株式会社法 〔第 9 版〕』（有斐閣、2024）442～444 頁、588～589 頁、617～618 頁
- ・ 澤口実『Q&A 取締役会運営の実務』（商事法務、2010）11～12 頁、55～56 頁、134～135 頁、216～220 頁